



埋葬料（費）支給要件の概要



支給を受ける要件

① 埋葬料について

被保険者が業務外の事由により亡くなった場合、亡くなった被保険者により生計を維持されていた方（親族や遺族であることは問われません）に「埋葬料」として5万円が支給されます。

また、被扶養者が亡くなったときは、被保険者に「家族埋葬料」として5万円が支給されます。

※ 「埋葬料」は、死亡の事実またはその確認があれば支給されるもので、埋葬を行ったことは要件とされていません。仮埋葬や葬儀を行わない場合でも支給されます。

② 埋葬費について

埋葬料を受ける方がいない場合は、実際に埋葬を行った方に、埋葬料（5万円）の範囲内で実際に埋葬に要した費用に相当する「埋葬費」が支給されます。

※ 「埋葬費」は、実際に埋葬を行った方に支給されるため、埋葬を行った事実が必要であり、埋葬を行った後でなければ埋葬費を請求することはできません。

※ 実際に埋葬に要した費用は葬壇一式料のほか、霊柩車代、霊柩運搬代、霊前供物代、火葬料、僧侶の謝礼などの実費額です。

亡くなった方	支給対象となる方	支給額
被保険者	①被保険者により生計を維持されていた方	埋葬料 5万円
	②①の対象者がいない場合は、実際に埋葬を行った方	埋葬費 5万円の範囲内で埋葬に要した費用に相当する額
被扶養者	被保険者	家族埋葬料 5万円

資格喪失後の埋葬料（費）

被保険者がその資格喪失後に亡くなり、次のいずれかに該当する場合は、埋葬料・埋葬費が支給されます。

- ① 被保険者だった方が資格喪失後3ヶ月以内に亡くなったとき
- ② 被保険者だった方が資格喪失後の傷病手当金または出産手当金の継続給付を受けている間に亡くなったとき、もしくは、当該継続給付を受けなくなってから3ヶ月以内に亡くなったとき

※被保険者の資格喪失後に被扶養者だったご家族が亡くなっても、家族埋葬料は支給されません。



添付書類をご用意ください



【コピーと指定していないものは、原本が必要です。】

以下に当てはまる場合に添付いただくもの

➤ 死亡原因が負傷による場合	● 「負傷原因届」
➤ 死亡原因の負傷が第三者の行為による場合	● 「第三者行為による傷病届」
➤ 【埋葬料】 被保険者が亡くなられ、被扶養者が申請する場合	● 事業主による死亡の証明または死亡診断書等のコピー
➤ 【埋葬料】 被保険者が亡くなり、被保険者により生計維持されていた被扶養者以外の方が申請する場合	● 生計維持を確認できる書類 ・ 住民票（亡くなった被保険者と申請者が記載されているもの） ・ 住居が別の場合は、定期的な仕送りの事実のわかる預貯金通帳や現金書留のコピーまたは亡くなった被保険者が申請者の公共料金等を支払ったことがわかる領収書など
➤ 【埋葬費】 被保険者が亡くなり、被保険者により生計維持されていた方がいない場合で、実際に埋葬を行った方が申請する場合	● 領収書の原本 （支払った方のフルネームおよび埋葬に要した費用額が記載されているもの） ● 埋葬に要した費用の明細書
➤ 事業主の証明を受けられない場合 ➤ 任意継続被保険者（被扶養者）が亡くなった場合	● 埋葬許可証または火葬許可証のコピー ● 死亡診断書、死体検案書または検視調書のコピー ● 亡くなった方の戸籍（除籍）謄（抄）本 ● 住民票 など



健康保険

被保険者
家族
埋葬料(費)
埋葬料(費)付加金

支給申請書

記入例



ご記入事項を訂正される場合は、訂正箇所を二重線で抹消し、正しい内容をご記入ください。二重線の近くに、被保険者ご本人によるフルネームの署名が必要です。

□□□□
TEL ○○○ - △△△ - ~~*****~~

- ① 記号・番号は、被保険者証に記載されています。
- ② 被保険者が亡くなられての申請の場合は、申請される方の氏名をご記入ください。（住所・振込口座も同様です。）
※生年月日欄は、「被保険者」の生年月日をご記入ください。
- ③ ゆうちょ銀行の口座を希望される場合は、従来の口座番号（記号・番号（13桁））ではなく、振込専用の店名（漢数字3文字）・預金種目・口座番号をご記入ください。
- ④ 備考欄は、被保険者証の記号・番号を記入した場合は記入不要です。
- ⑤⑥ 被扶養者が亡くなった場合は⑤にご記入ください。
被保険者が亡くなった場合は⑥にご記入ください。
- ⑦⑧ 被保険者により生計維持された方が申請する場合（埋葬料の場合）は、記入の必要はありません。
それ以外の方で実際に埋葬を行った方が申請する場合は、必ずご記入ください。
- ⑨ 事業主に証明を受けてください。証明が受けられない場合、死亡したことのわかる書類の添付が必要です。

漏れなく正確にご記入ください